

第 I 編

福祉 2 1 ビーナスプランの総論

第 1 章 福祉 2 1 ビーナスプランの概要

第 2 章 福祉 2 1 ビーナスプランの構造

第Ⅰ編 福祉21ビーンズプランの総論

第1章 福祉21ビーンズプランの概要

私たちのまち茅野市は、これからの地域福祉を推進していくために『福祉21ビーンズプラン（地域福祉計画）』を策定しました。

ここ茅野市は、縄文の古から豊かな自然と深い文化に培われてきました。国宝「土偶（縄文のビーンズ）」と、ニッコウキスゲの咲き誇るビーンズラインは、その象徴でもあります。こうした私たちの故郷をさらに住みやすい地域にしていくために、この計画が過去と未来をつなぐ橋渡しになっていくようにとの願いを込めて、『福祉21ビーンズプラン』と命名されました。

1 プランの目的

本プランは、社会福祉を始め、保健や医療、生涯学習といった関連施策を総合的に実施し、求められる理念を具現化するために、計画的に推進していくことを目的としています。

また、本プランは、平成10年度に策定しました「都市計画マスタープラン」を地域福祉の視点から実施していくことも意図しています。

2 プランの性格

本プランは、これから茅野市が地域福祉を推進していくための「基本計画」になります。また、地域福祉の推進に取り組む市民を始め、各法人や団体等については共通した「指針」及び「行動計画」として位置づけていきます。

なお、市の取り組むべき事業については、今後具体的な事業目標等を設定し、その実行性を確保していきます。

また、平成12年に制定された社会福祉法では、地域福祉の推進が基本理念のひとつとして掲げられ、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定が明文化されました。福祉21ビーンズプランは、茅野市が策定した地域福祉計画です。

3 プランの基本理念

本プランは、次の4つの「基本理念」によって構成されています。この4つの理念は、地域福祉懇談会や各種調査から明らかになってきた市内の地域福祉課題を検討するなかで、これからの「ねがい」としてまとめられたものです。

《1》一人ひとりが主役となり、「共に生きる」ことができるまち

一人ひとりの生命（いのち）が尊ばれ、また、一人ひとりの自己選択や自己決定が大切にされるなかで、すべての人がそれぞれの自己実現を図っていくことを目指します。その上で、お互いがそれぞれの存在を認めあいながら「共に生きていく」というノーマライゼーションの具現化を図ります。

ノーマライゼーションでは、障害の有無、性別、年齢、国籍などを問わず、同じ茅野市民として、平等な立場で、共に参画しながらまちづくりを進めることが大切です。

福祉21ビーンズプランでは、一人ひとりが主役となり、ノーマライゼーションの考え方のもと「共に生きる」ことができるまちを目指します。

《2》生涯にわたって健やかに、安心して暮らせるまち

一人ひとりが、生涯にわたって安心して暮らせるように、地域のなかで自立した生活が送れるように支援するシステムを構築します。

ここでいう「自立」とは、身体的、経済的な自立だけではなく、精神的、社会的な側面などにも配慮した一人ひとりの自己実現を図ることを意図しています。こうした豊かな自立観を大切に、保健・医療・福祉の総合的なサービスが実施できるようにします。

一人ひとりのニーズに適切に対応していくためには、生活を総合的にとらえ、個別支援計画に基づいて各専門機関や住民が連携していく支援の方式（ケアマネジメント）が不可欠です。市内の保健・医療・福祉の専門職が共通にこの支援方式を身につけ、それが実際に機能できる基盤整備を含めた、ケアマネジメントシステムを構築していくことが求められます。

《3》ふれあい、学びあい、支えあいのあふれるまち

子どものときから生涯にわたって地域福祉を学ぶことを大切にします。日頃から地域福祉を学ぶ機会を増やし、豊かな福祉観を身につけ、地域福祉の主体者としての「共に生きる力」を育みます。具体的には、家庭や学校における福祉教育を充実し、地域のなかでの交流や体験の機会を増やします。また地域で生じる福祉課題を当事者やその家族だけの問題とせず、地域の課題として共有し、その解決に向けて実践できる力を身につける学習が大切です。そのために家庭教育・学校教育・社会教育と地域福祉が連携を図りながら推進します。

地域福祉に関する情報提供や、参加や活動の具体的な方法を提示することによって、住民が関心をもち、積極的に地域福祉活動へ参加できるような条件整備を図り、在宅サービスにおいて認められた事業所等が提供する法律に規定されたサービス以外に住民が主体となって進めていく支えあいの活動（インフォーマルサービス）を盛り上げていきます。

そうした一つひとつの機会を通して住民のなかにボランティア（自発的）な支えあいの意識を醸成し、地域の福祉力を豊かに耕し、福祉文化を創造していきます。

《4》すべての人にとって豊かで快適に生活することができるまち

すべての人が豊かで快適に生活することができるまちにするためには、さまざまな日常生活の不便を取り除いていく必要があります。市内での移動手段の確保を始め、暮らしやすい居住環境・都市環境の整備、障害特性に応じたきめ細かい情報提供をおこなうなど、バリアフリーのまちづくりを目指します。

また市民のだれもが、必要なときに、できるだけ身近なところで、必要とする保健福祉サービスを利用できることが望ましいことです。それらのサービスをより効果的・効率的に利用するためには、市内をいくつかの保健福祉サービス地域（エリア）に区分けし、それぞれの保健福祉サービス地域（エリア）に保健福祉サービスの拠点を設置していくことが求められます。

4 プランの構成

本プランは、基本理念を具体的に実行していくためのものです。

第Ⅰ編では、これからの地域福祉のあり方を踏まえ、茅野市における福祉21ビーンズプラン（地域福祉計画）の位置づけと計画の構造について示しています。

第Ⅱ編では、福祉21ビーンズプランの基本的な構想について示しています。具体的なケアマネジメントの考え方、各保健福祉サービス地域（エリア）の拠点となる保健福祉サービスセンターについて基本的な構想を示し、さらに検討されてきた関連分野の方向性について整理しています。

第Ⅲ編では、茅野市での地域福祉の推進に関する10か年の概要を総括するとともに、様々なアンケート結果などから2000年4月にスタートした本プランの前期5か年の取り組みの主な成果と今後の課題について整理します。

第Ⅳ編では、第Ⅲ編での検証と第Ⅴ編で市民のみなさんから議論いただいた前期5か年の課題と今後の方策に基づいて、後期5か年に地域福祉を推進していくための重点施策について整理します。この編では後期5か年以後を見据えた課題提起も行います。

第Ⅴ編では、福祉21ビーンズプラン後期5か年計画策定委員会や各専門部会で検討されてきた結果について掲載しています。これらは必ずしも実施計画に至るものではありませんが、現在の茅野市の現状と課題について検討した結果であり、今後の解決に向けての方向性が示されています。

5 プランの具体化

福祉21ビーンズプランは、平成12年度から平成21年度までの10か年計画として策定しましたが、こども・家庭応援計画（平成14年度～21年度：8か年計画）、健康づくり計画（平成16年度～22年度：7か年計画）、地域福祉活動計画（平成11年度～21年度：11か年計画）、障害者福祉計画（平成11年度～17年度：7か年計画）、老人保健福祉計画（平成15年度～19年度：5か年計画）等の各分野別計画との整合を保つほか、まちづくり全体の計画としての「第3次総合計画（平成8年度～19年度：12か年計画）」、「第4次総合計画（平成20年度～）」及び「都市計画マスタープラン（平成11年度～30年度：20か年計画）」と整合させることにより、行政としてはその実現に向けて最大限の努力をします。今後は、各年度の予算編成や各分野別の事業計画等を通して着実な具体化に努めていきます。

さらに本プランは、社会福祉だけでなく保健、医療、生涯学習に関する各種の計画を包括した「地域福祉推進のための総合計画」です。そのため、関連する計画を見直し、新たな計画を策定する際は、常に全体の整合性に配慮し、福祉21ビーンズプランの理念が具現化されるように努めていくことが大切です。

■ワンポイント「地域福祉計画」

- ①老人・障害児者・児童といった対象者ごとに策定されている現在の計画を統合する。
- ②当事者である住民が参加して策定する。
- ③保健・医療・福祉の総合的な展開と併せて、教育、就労、住宅、交通などの生活関連分野との連携に配慮する。
- ④地域住民を施策の対象としてのみとらえるのではなく、地域福祉の担い手として位置づけるとともに、住民の自主的な活動と公的なサービスとの連携を図る。
(公と民との役割分担についての合意を形成する)

6 福祉21 ビーナズプランの位置づけ

福祉21 ビーナズプランは、「第3次茅野市総合計画後期基本計画（平成13年度～平成19年度）」の地域福祉の分野を担うものであり、別に策定している「茅野市健康づくり計画」「茅野市老人保健福祉計画」「茅野市障害者福祉計画」「茅野市こども・家庭応援計画」などの各分野別計画の上位計画として位置づけられます。

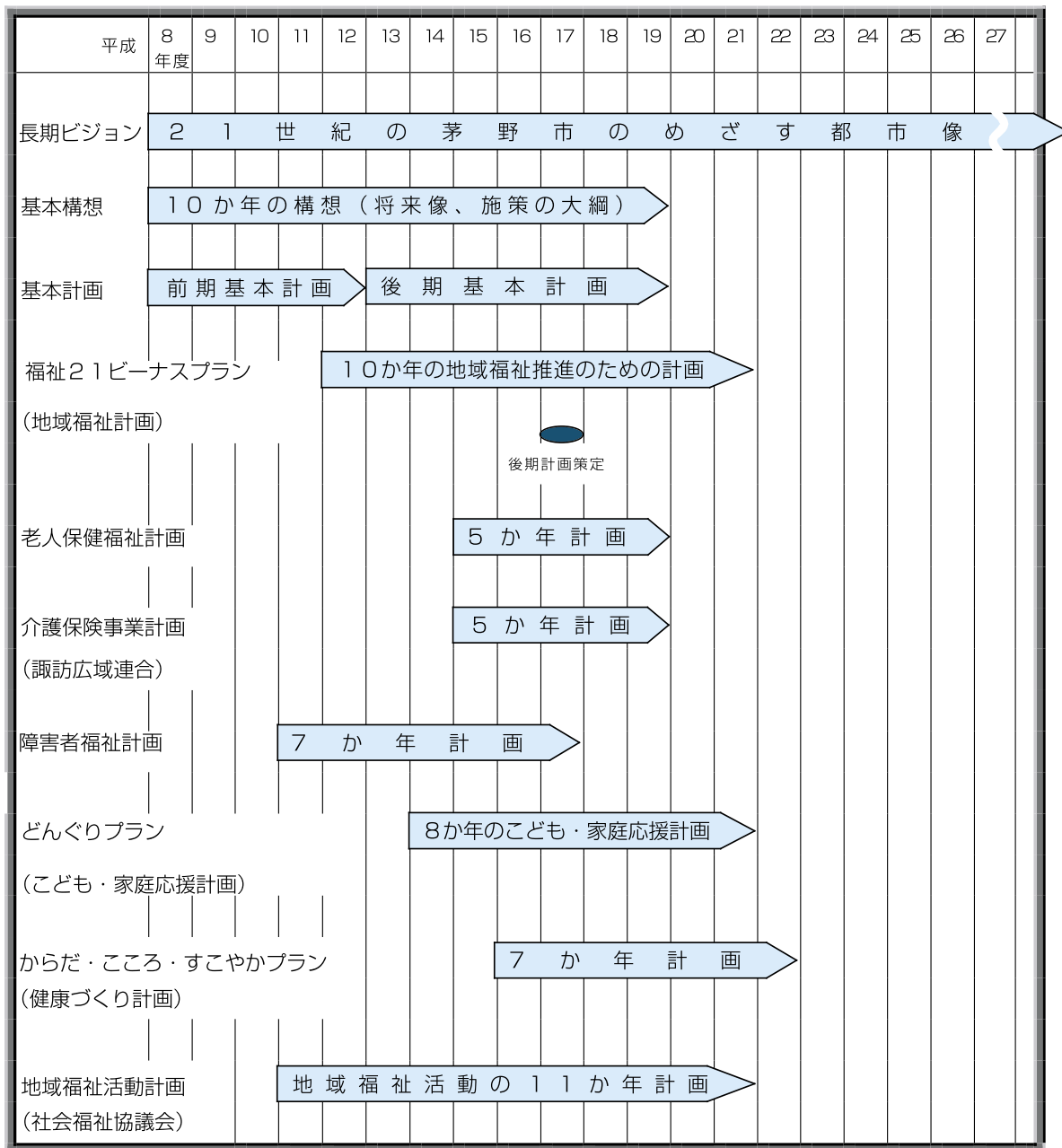
同時に、茅野市社会福祉協議会が策定した市民の活動計画としての「茅野市地域福祉活動計画」と相互にそして常に整合性に配慮し推進することになります。この地域福祉活動計画は福祉21 ビーナズプランの実施計画であり、すべての住民が、地域の生活課題を解決するために福祉でまちづくりを進める行動指針になります。地域福祉活動計画は、平成11年5月に策定されているため、今後すみやかに見直しを行い、社会福祉協議会の経営を含めた長期的な活動の方向性を示すことになります。

本プランは、「茅野市の21世紀の福祉を創る会」による検討を基に、今後、茅野市が「福祉でまちづくり」をより推進するための基本的方向性を示し、各分野に共通する課題に対する方策を示します。また、社会福祉だけでなく保健、医療、生涯学習に関する各種の計画を包括した「地域福祉推進のための総合計画」として、「第4次茅野市総合計画前期基本計画（平成20年度～）」と整合させることにより、他の分野別計画とともに福祉21 ビーナズプランの理念が具現化されるように努めていきます。

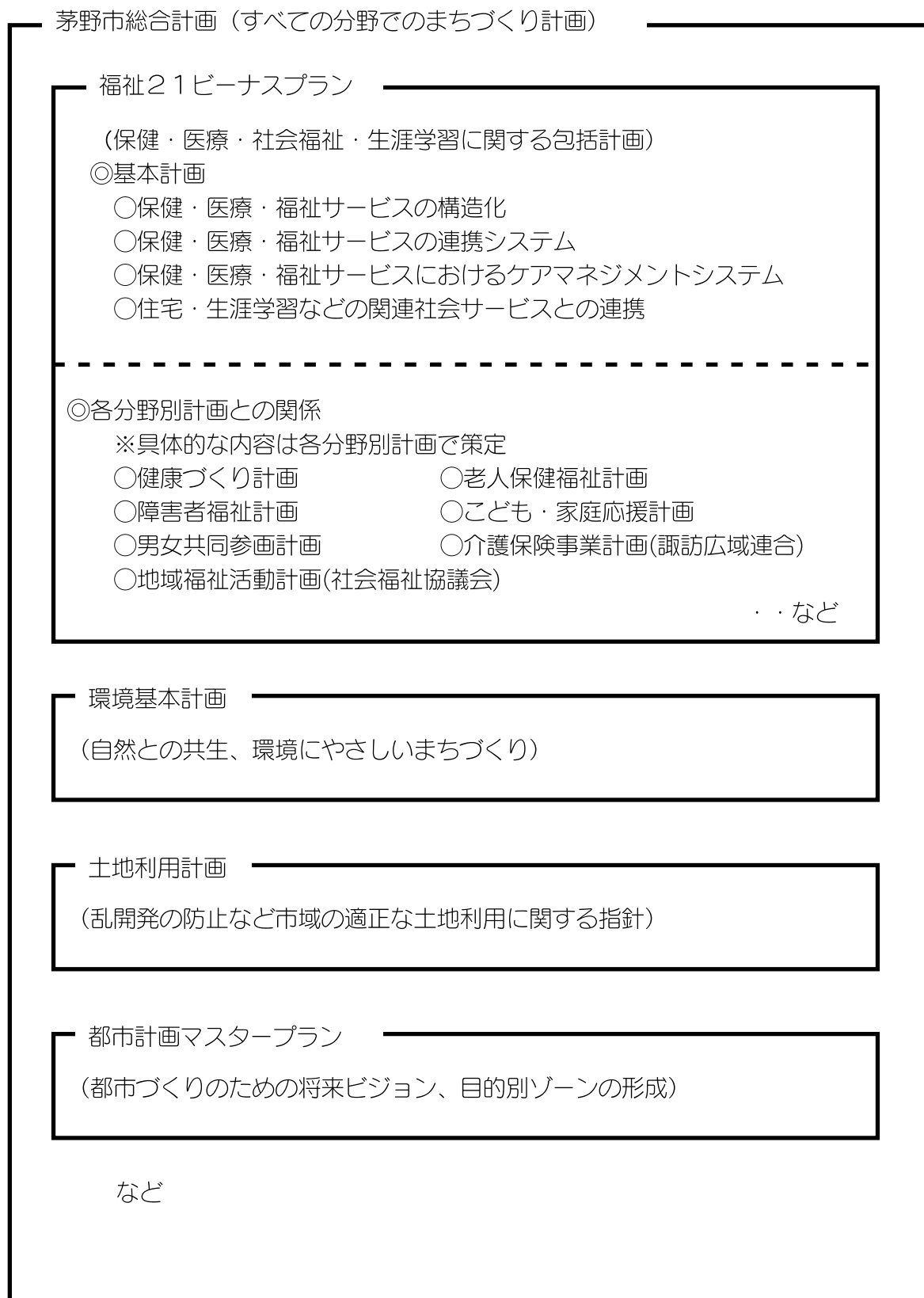
■茅野市の諸計画の位置づけと体系化

総合計画－地域福祉計画－分野別計画－個別支援計画という体系になります。個別支援計画とは、個人のケアプランがこれにあたります。つまり一人ひとりの個別のケアプランの集積が、老人保健福祉計画などの各分野別計画になり、その共通基盤にあたるのが地域福祉計画であり、さらにその土台に総合計画があるという構造です。

【茅野市の保健福祉関係計画の体系】



【福祉21 ビーナズプランの体系図】



第2章 福祉21ビーンズプランの構造

1 身近な地域で保健福祉サービスを提供するために

本プランの最も基本的な枠組みは、4つの基本理念を具現化するために、「暮らしの範囲を段階的にレベル分けし（生活圏の階層化）、保健福祉サービスもそれに合わせて体系化する（保健福祉サービスの重層化）」という考え方です。

これは、市民の「保健福祉サービスは、できるだけ身近なところで利用したい」という要望に応じていくという発想です。そのため、具体的に「保健福祉サービス地域（エリア）」を設定し、各保健福祉サービス地域（エリア）に総合的な保健福祉サービスセンターを置くことを構想しています。

また、単にサービスを提供するだけでなく、この保健福祉サービスセンターを拠点として「保健福祉サービスと市民活動を結びつけながら福祉でまちづくりを進めていく」ことを目標としています。

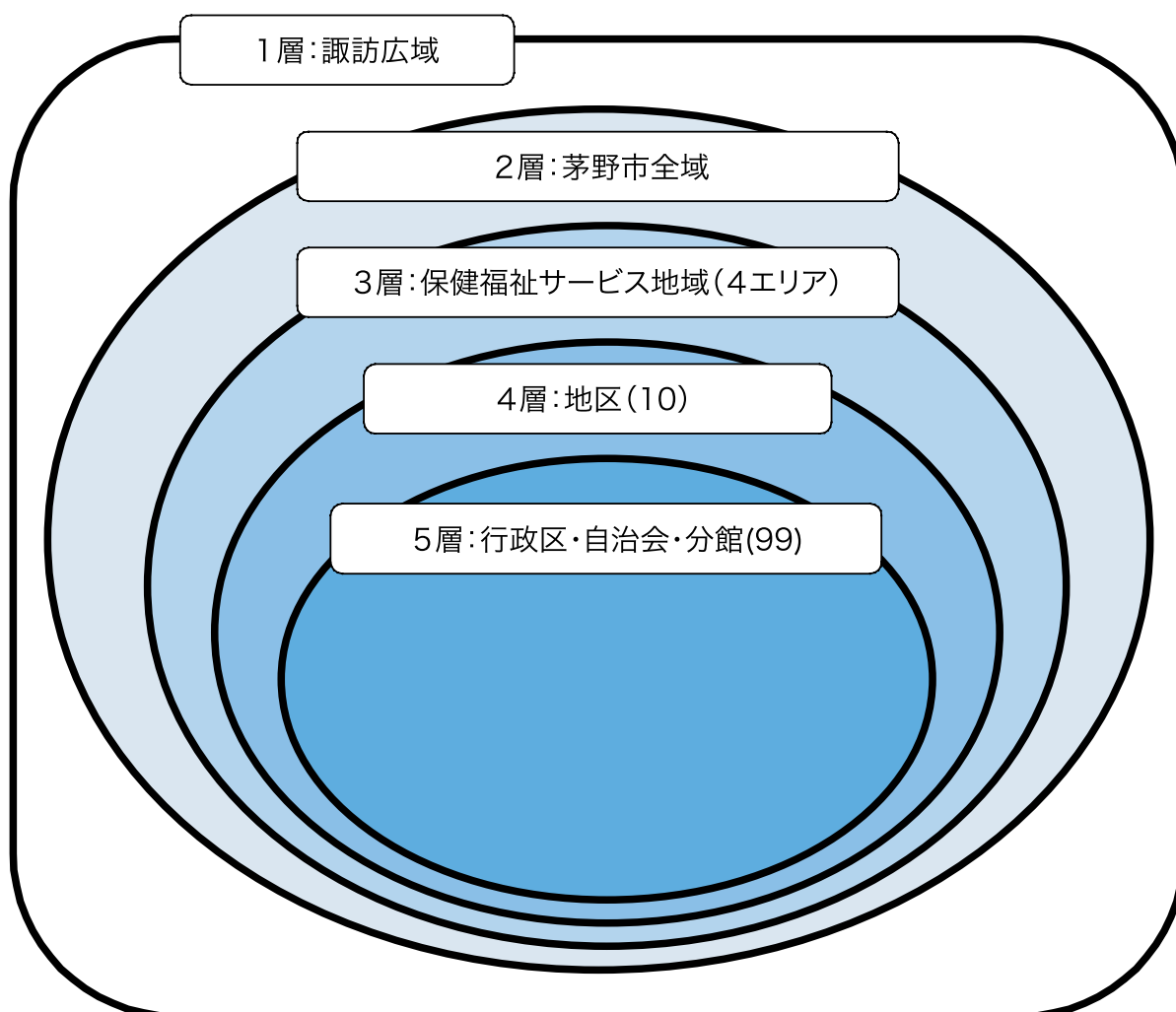
（1）保健福祉サービスの重層化（生活圏の階層化）

よりきめの細かい保健福祉サービスを提供していくために、まず住民の生活圏を、最も身近な「行政区・自治会・公民館分館」の区域から、「地区」、「保健福祉サービス地域（エリア）」、「茅野市全域」、「諏訪広域」といった5つの生活レベルに区分けします（生活圏の階層化）。

これまでの保健福祉サービスは、市役所を中心として市内全域を対象とした一元的なものでした。これを5つの生活レベルのそれぞれに合わせて保健福祉サービスが提供できるようにします。例えば、身近なところでは日常的な支え合いができるようにし、より専門的なサービスになるほど広い範囲で応えていくようにするという構想です（保健福祉サービスの重層化）。

これにより、市民一人ひとりのそれぞれ異なったニーズに迅速に応えながら、より効率的・効果的に保健福祉サービスを提供できるようにします。

【生活圏の5つの階層】



【各生活圏の階層と保健福祉サービス】

いろいろなサービス機能・組織・施設などを階層化の考え方によって整理したものです。ただし、それぞれのサービスは明確に境界が引けないものもあり、この図表は各種のサービスがそれぞれの生活圏に合わせて、重層的に提供されるというイメージを示しています。

階層	地域	主な保健福祉サービスの例
1層	諏訪広域	<ul style="list-style-type: none"> ◎県の機関（保健所、児童相談所など） ◎広域的利用施設 ◎圏域内共通サービス（JA信州諏訪、シルバー人材センター） ◎市町村間で共用するサービス（訪問・通所・入所） ◎二次医療（諏訪中央病院、富士見高原病院等） ◎診診連携、病診連携

2層	茅野市全域	<p>◎中央機能 基幹保健福祉サービスセンター こども・家庭応援センター 地域障害者自立生活支援センター 生涯学習（部門）推進機構等 社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター</p> <p>◎サービス提供団体、機関 ◎施設サービスと施設間の連携 ◎二次医療（諏訪中央病院） ◎診診連携、病診連携 ◎家族会・当事者組織等の活動支援 ◎サービス調整機能</p>
3層	保健福祉サービス 地域（エリア） （市内4エリア）	<p>◎保健福祉サービスセンター（保健福祉の拠点） 総合相談窓口 ケアマネジメント サービス担当者会議 ホームヘルプサービス デイサービス・入浴サービス 訪問看護 保健活動・健康相談 生涯学習の企画・連携 こども・家庭支援（保育園・幼稚園との連携） 障害児・者支援 ボランティア情報交流室</p> <p>◎ファミリーサポート ◎家庭医 ◎温泉施設 ミニデイサービス・憩いの場機能</p>
4層	地区(10)	<p>◎推進組織 地区区長会、地区分主会、地区社協、地区ボランティア、 保健補導員会・OB会、地区コミュニティ運営協議会・・・ 等</p> <p>◎地区単位のサービス（ミニデイサービス等） ◎生涯学習の場</p>
5層	行政区・自治会・ 公民館分館(99)	<p>◎住民の自主的参加、活動の場 ◎生涯学習の実践の場 ◎要援護者の見守りや声かけなど近隣の支え合い</p>

(2) 保健福祉サービス地域（エリア）

市内における基本的な保健福祉サービスを提供する範囲として、市内を4つの区域に分けました。これを「3層：保健福祉サービス地域（エリア）」と呼びます。

基本的な保健福祉サービスとは、地域のなかで自立生活を営むために必要な在宅保健福祉サービスをいいます。具体的にはホームヘルプサービスやデイサービス、訪問看護サービスなどです。保健福祉サービス地域（エリア）とは、これらを住民にとって身近で利用しやすく、かつ効果的・効率的に提供できる範囲として考えました。

■ワンポイント「保健福祉サービス地域（エリア）」

茅野市のように地理的に広い土地の場合、その都度高齢者や障害・児者が市役所まで相談や申請に行くのは大変なことです。一方で、ヘルパーが毎日訪問する際の移動時間にも負担があります。身近なところに相談窓口があって、気軽に訪れることができ、申請もでき、その場でサービスも決定できたら保健福祉のサービスは利用しやすくなります。またホームヘルパーがより効果的に本来の業務をしていくためには、利用者の近くにヘルパーステーション（事務所）があって、そこから派遣されるようなシステムの方が効率的です。移動時間の無駄を省けますし、何よりもそれぞれの地域の様子もよくわかるようになります。

こうした保健福祉の基本的なサービスを利用・提供する範囲は、「地区」の単位では狭すぎますし、「市全域」では広すぎます。そこで、その中間に「保健福祉サービス地域（エリア）」として「3層」を設定しました。この「3層」は、今までにない新しい区域の単位になります。

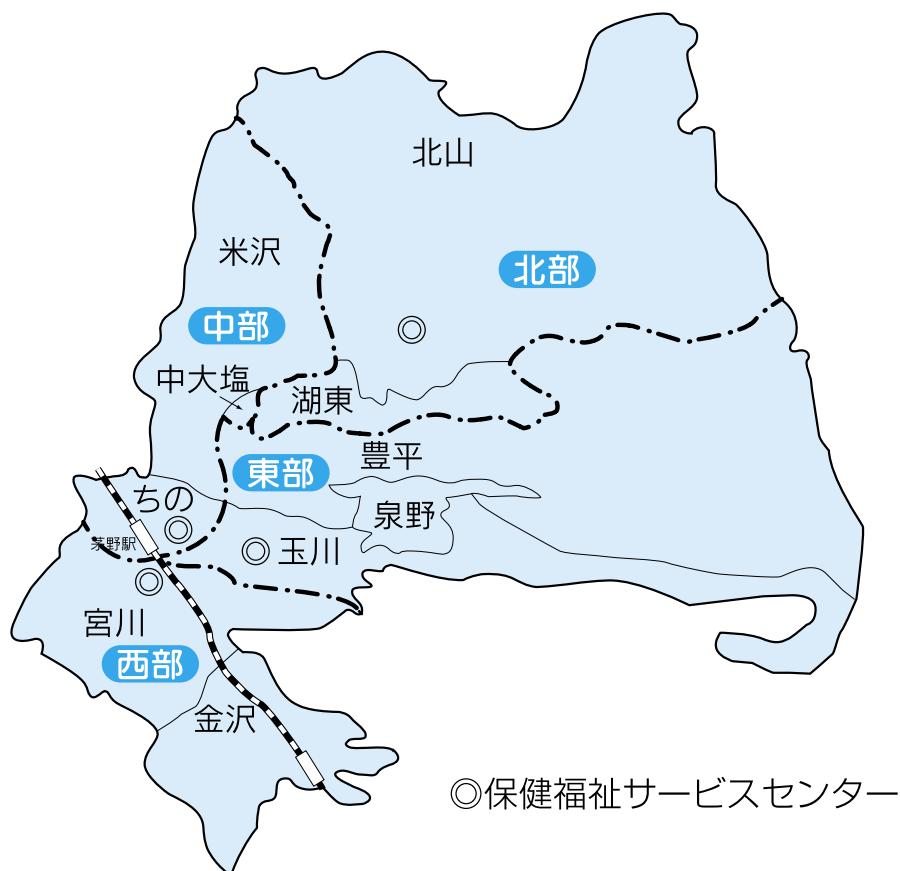
この新しい単位としては、人口比、社会福祉サービスの利用者の比、交通経路、病院や診療所の数、社会福祉関係の施設などさまざまな視点から検討を繰り返し、市内に4つの保健福祉サービス地域（エリア）を設定することが望ましいと考えました。

4つの保健福祉サービス地域（エリア）は、東部（豊平・玉川・泉野）、西部（宮川・金沢）、中部（ちの・米沢・中大塩）、北部（湖東・北山）の各区域で、概ね市内4中学校の通学区を基本としています。

【保健福祉サービス地域（エリア）の設定】 2005.4.1 現在の人口（総数 56,674 人）

東 部	豊平（4,724 人）、玉川（10,943 人）、泉野（2,249 人）	計 17,916 人
西 部	宮川（11,554 人）、金沢（3,165 人）	計 14,719 人
中 部	ちの（10,756 人）、米沢（3,192 人）、中大塩（3,102 人）	計 17,050 人
北 部	湖東（3,166 人）、北山（3,823 人）	計 6,989 人

【保健福祉サービス地域（エリア）の区域】



また、それぞれの保健福祉サービス地域（エリア）ごとに「保健福祉サービスセンター」を設置します。保健福祉サービスセンターでは、身近な保健福祉サービスの拠点として相談を受けたり、保健福祉サービスを提供したり、ボランティア活動など住民活動の拠点ともなります。

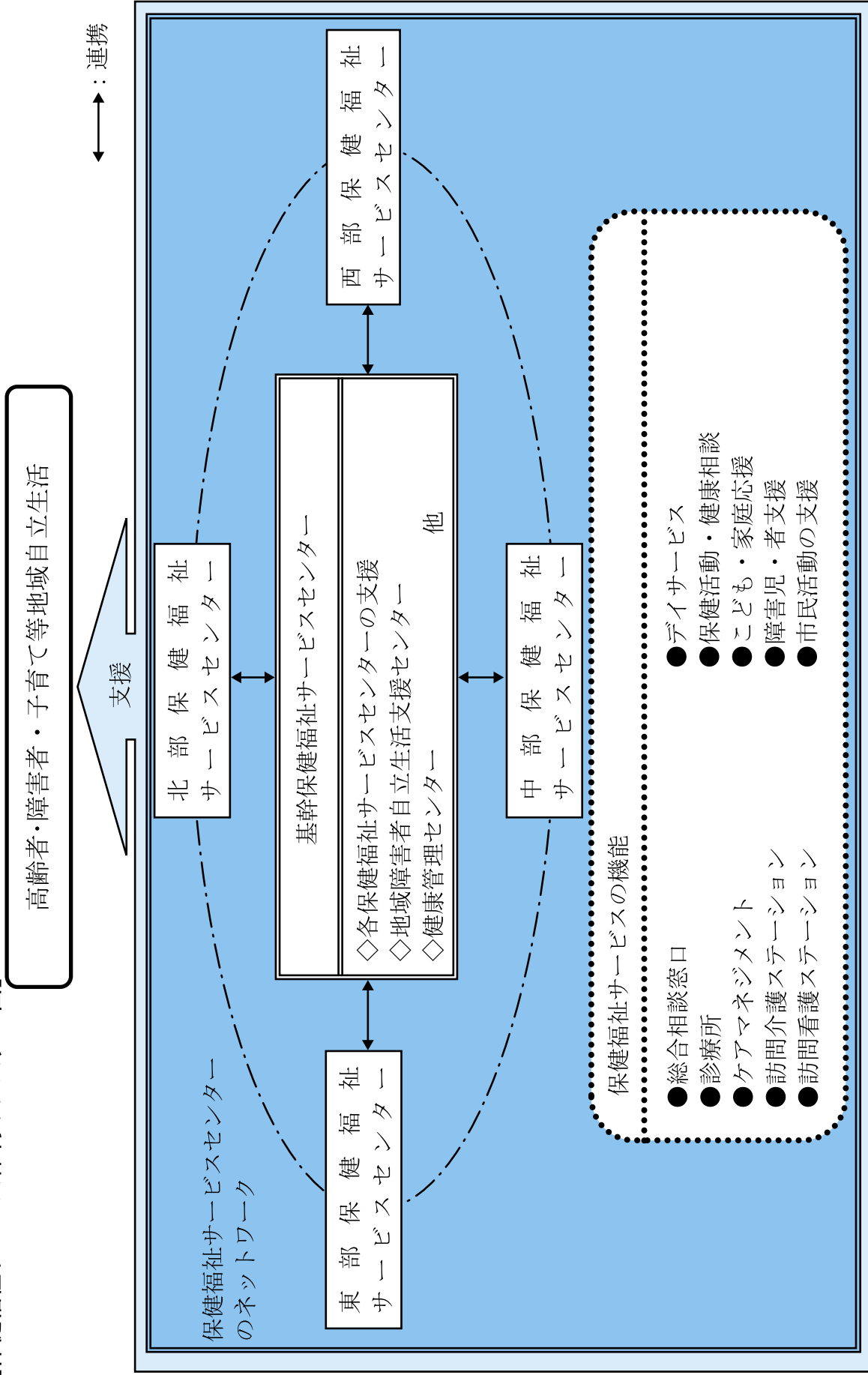
この保健福祉サービスセンターについては、第Ⅱ編第2章以下で詳しく説明しています。

【保健福祉サービスセンターの主な機能】

各保健福祉サービス地域（エリア）内において次のような機能を持ちます

- ① 24 時間体制での総合的な相談窓口
- ② ケアマネジメントの実施
- ③ 公的な在宅福祉サービスの提供
- ④ 健診、保健活動の拠点
- ⑤ インフォーマルサービスの支援とコーディネート（連絡・調整）
- ⑥ 福祉教育、生涯学習などの計画的推進
- ⑦ 保健福祉情報の収集、発信
- ⑧ ネットワークの構築
- ⑨ 地域包括支援センター
- ⑩ 総合相談支援及び権利擁護、成年後見

【保健福祉サービス体制のシステム図】



2 地域のなかで自立生活を支援するために

本プランは、理念で述べられているように地域のなかで誰もが自立生活を営むことができるように支援していくことが目標です。自立生活とは、単に身辺的、経済的な側面だけに注目するのではなく、社会的、精神的な自立も含めて個々が「自己実現」を図ることが大切です。そのためには、一人ひとりが生涯にわたって安心して、かつ豊かさを感じることができる生活、言い替えれば、茅野市で生きていてよかったと実感できるような人生が営める「総合的な支援」が求められます。

本プランでは、保健・医療・福祉そして生涯学習の視点から、そうした地域自立生活の理念が具現化できるようなシステムを構築していきます。

(1) 保健福祉サービスの継続性と統合化

これまでは、保健福祉サービスを必要とする人の年齢や障害の種別などによって、さまざまなサービスはそれぞれ縦割りに規定されていました。また、窓口もサービスの内容や提供機関によってそれぞれ異なっていました。

これからはできるだけ地域のなかで、総合的に保健福祉サービスを利用できるようなシステムが必要です。そのために、このようなサービス提供がおこなえるように行政組織も再編成を行います。また、一人ひとりの保健福祉サービスのデータの集積を図るなどの改善、それぞれのサービスを個人のニーズに合わせて統合化を図っていくための取り組み（総合相談窓口機能の充実やケアマネジメントシステムの構築など）を実施していきます。

■ワンポイント「窓口はどこだえ」

高齢者の介護者から相談の窓口が複雑でよくわかりにくいという苦情が寄せられました。「今の茅野市にはいろいろなサービスがあることは聞いている。だけど、そういった窓口は市役所やら、在宅介護支援センターやら、社会福祉協議会やら、老人保健施設やら・・・いろいろあるようだが、どこへ何を相談にいったいいのかわからない。」

こんな声に、今後は「まずお近くの保健福祉サービスセンターへ電話を一本入れてください」と応えていきます。

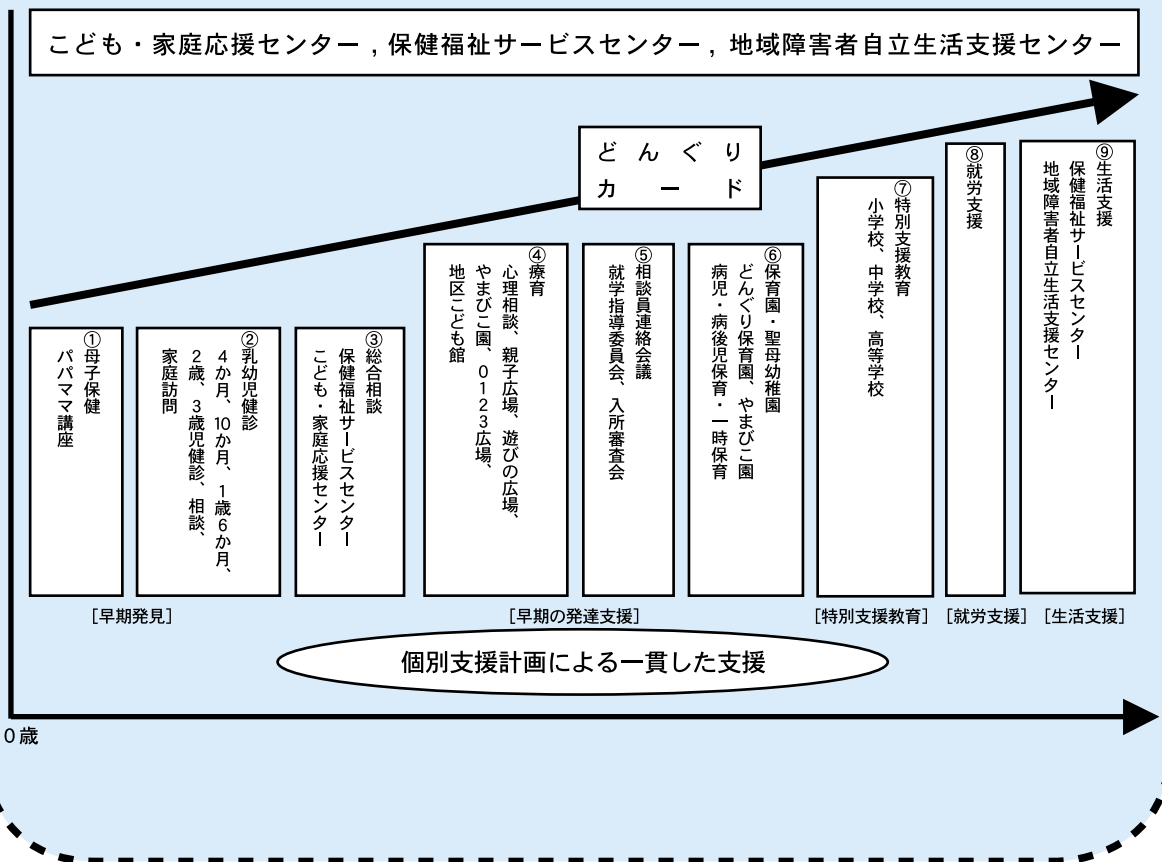
■ワンポイント「生涯にわたって」

障害児の保護者からは、子どもの成長に合わせて、その都度相談の窓口が変わり、また担当者が変わることに對して、大きな不安と負担感をもっていることが訴えられました。

母子健診の段階から療育、保育、教育、福祉へと本当にたくさんの窓口と担当者に関わることとなります。そしてその都度、一からすべて説明を求められ、その上担当者は今の目先の相談には応じてもらえても、少し長い将来のことになるとなかなか話を聞いてもらえないこともあるそうです。

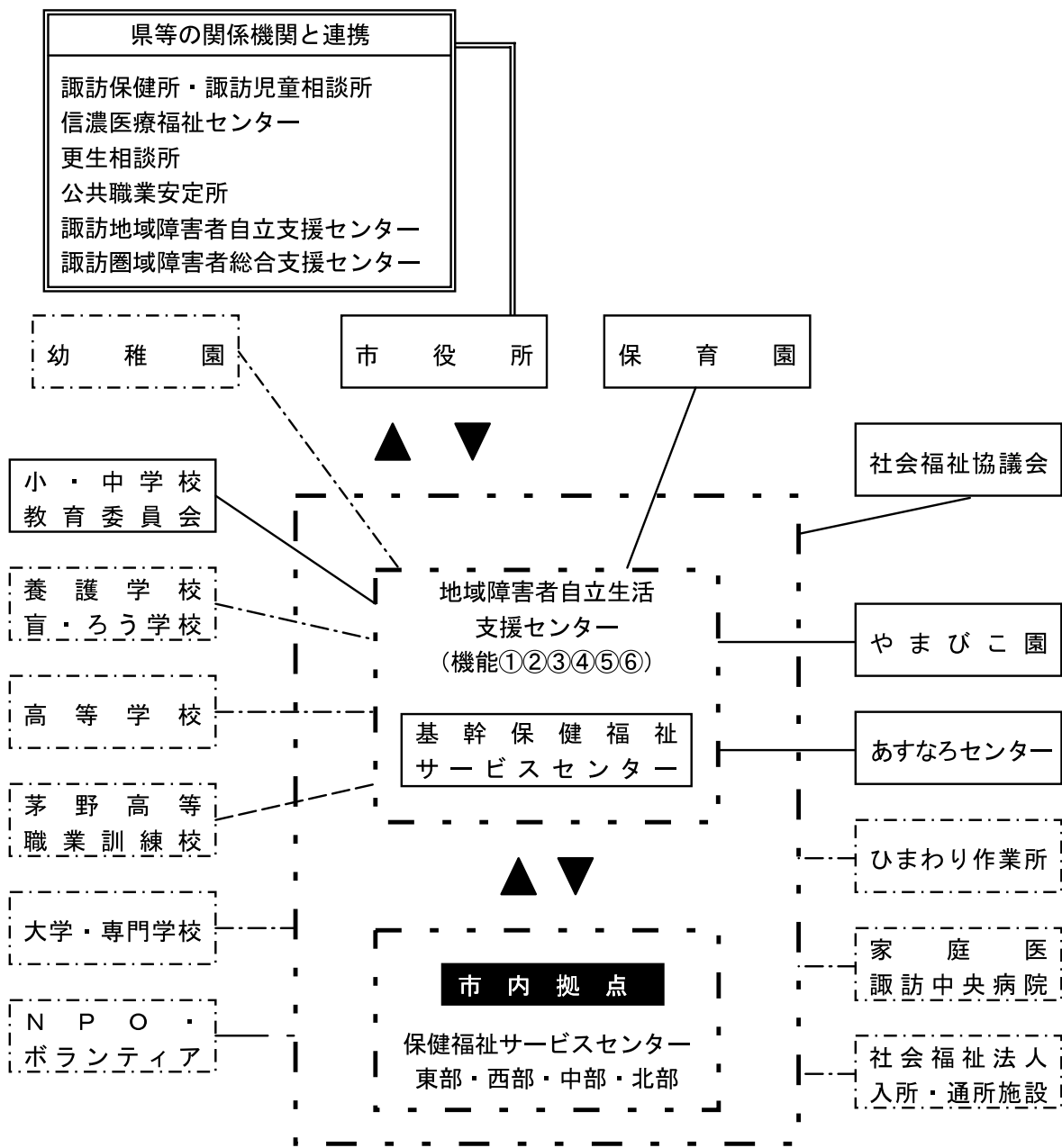
「子どもは日々変化していきますが、その成長を保護者と一緒になって見守ってもらえる、また、いつも相談ができる仕組みがあったら安心です」という声に少しでも応えていきたいと考えています。

【生涯にわたって健やかに、安心して暮らせるまちをめざして】イメージ図



障害・児者のニーズに対しては、「障害者福祉計画」において、次のような地域自立生活支援システムを目指しています。

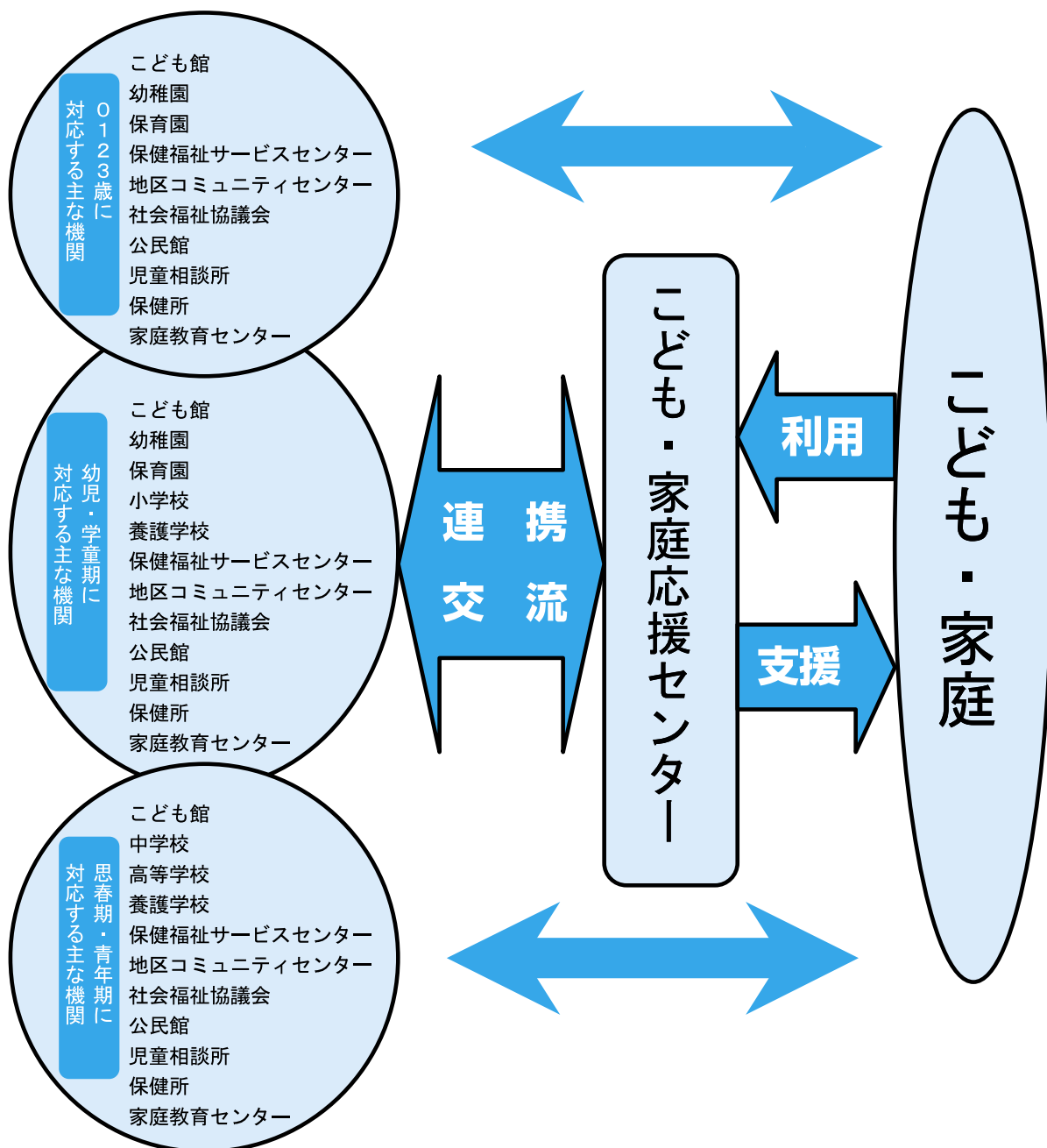
【障害者の支援組織：障害児・者支援組織図】



地域障害者自立生活支援センターの機能	保健福祉サービスセンターが行う主なサービス機能
①総合相談	保健福祉総合相談窓口、地域包括支援センター、デイサービス、ショートステイ、保健指導、訪問看護、訪問介護・家事援助、ピアカウンセリング、障害児保育、移送サービス、住宅改造、自己実現サービス（社会参加） （成年後見・財産管理は地域福祉活動計画と整合）
②ケアマネジメント	
③地域福祉コーディネート	
④当事者や家族による相互相談支援（ピアカウンセリング）	
⑤集団生活・作業訓練の場	
⑥成年後見・財産管理	

どんぐりプラン（こども・家庭応援計画）では、子どもや家庭を総合的に継続的な支援ができるようなネットワークを構想しています。

【こども・家庭応援センターを中心とした支援ネットワーク図】



(2) フォーマルサービスとインフォーマルサービスの有機的な連携

地域自立生活を営むためには、一人ひとりの自己実現を図っていくことが大切です。そのためには、行政やサービス事業者が制度として提供する在宅の保健福祉サービス（フォーマルサービス）だけでは十分ではありません。こども・家庭、障害児・者、高齢者が孤立することなく、地域活動に参加し、地域の人々と交流していくためには、隣近所の住民やボランティアの支援や協力（インフォーマルサービス）がなければできません。

このフォーマルサービスとインフォーマルサービスとを組み合わせ、一人ひとりの「ねがい」に合うようにコーディネートしていくことが大切です。そのために、保健福祉サービスセンターにはソーシャルワーカーや保健師などの職員を配置します。また、そのなかには社会福祉協議会の職員である地域生活支援係もおり、住民による支えあいやボランティア活動の支援を行います。

(3) 在宅サービスと施設サービスの一元化

地域自立生活を支援していくためには、在宅サービスと施設サービスが一元的に提供されることが必要です。つまり、一人ひとりの「求めと必要（ニーズ）」に応じて、在宅福祉サービスと施設福祉サービスを組み合わせて利用することや選択ができるようにしていくことが求められています。

現在茅野市には入所型生活施設として、特別養護老人ホーム（ふれあいの里、白駒の森）、養護老人ホーム（寿和寮）、介護老人保健施設（虹の森、やすらぎの丘）、療養型病床群（土橋整形外科歯科医院、諏訪中央病院）、認知症高齢者グループホーム（すすらん、せせらぎの家）、知的障害者更生施設（精明学園）、知的障害者グループホーム（グリーンサム）があります。こうした施設のもつ機能と、在宅サービスが有機的に連携していくことが重要です。

また、今後必要に応じてグループホームやケアハウスなど、新しい機能をもつ施設の建設についても調査・研究を進めていきます。

(4) 保健福祉サービスとバリアフリー

保健福祉サービスの推進と同時に、広く市内のバリアフリーを進めていくことが求められています。

「都市計画マスタープラン」では、単に市街地や道路網の整備だけでなく、自然環境の保全・回復やごみの再利用による循環型社会づくりと併せて、福祉でまちづくりへの取り組み方針が示されており、『福祉21 ビーナズプランの推進に向け、まちづくりからの支援を進めます』と明記されています。

これに基づいてバリアフリーのまちづくりを推進します。公共建物のバリアフリーを始め、地域を面としてとらえ、交通（移動）手段や情報手段も含めて改善していきます。

3 ケアマネジメントによる支援を進めるために

本プランでは、個人や家族のもつ複数のニーズを丁寧を受け止め、地域のなかで自立した生活が営めるように、それぞれの専門職が連携しあって支えていくシステムを構築していきます。

このシステムをケアマネジメントシステムといい、茅野市ではこれまで関係者による研究を重ねてきました。その話し合いを踏まえ、今後これを推進していくための茅野市の原則として次の6点を大切にしていきます。

(1) ケアマネジメントシステムの6つの原則

①気軽にいつでも相談できる窓口が身近にあること

住民にとって身近で相談しやすいところに窓口があることが基本です。本プランでは、保健福祉サービスセンターをその機能が果たせるように位置づけていますが、市内にはいろいろな窓口がありますし、住民が自由に選択できることが原則です。

②迅速に対応できるシステムであること

そのために以下の点に留意したシステムが必要です。

- ・相談があったら、相談に来た人をどこかに回すのではなく、相談内容そのものをしかるべきところへ回すシステムであること
- ・相談を受けた者、その担当者ができるだけ早く「訪問」すること
- ・必要に応じて即座にケアカンファレンスが開かれるような条件をもっていること
- ・利用者とケアマネジャーに最終的なケアプラン（サービス利用計画）の決定権があること
- ・情報がスムーズに各サービス提供機関に流れること

③十分な内容と量のサービスを有していること

地域全体で、必要なサービス量について常に点検しながら、十分な内容にしていくことが必要です。

④利用者の選択権と決定権が保障されていること

できれば利用者本人やその家族がケアカンファレンスに出席し、ケアの内容を確認していくのが理想です。それが無理な場合も、ケアマネジャーによるインフォームド・コンセント（十分な説明を受けた上での同意）をとることを原則とします。

⑤不服の申し立てがしやすいこと

不服の申し立てについても、迅速に公平に公正に判断し、対応できるシステムを用意する必要があります。

⑥ケアマネジャーの研修が体系化されていること

ケアマネジメントを推進していく上では、質の高いケアマネジャーの存在が欠かせません。ケアマネジャー相互の研鑽の機会や継続的な研修体系を設ける必要があります。

4 福祉でまちづくりを進めるために

(1) 住民参加とパートナーシップ

本プランでは、地域におけるノーマライゼーション（共に生きる）の具現化を目指します。そのためには、保健福祉サービスセンターを中心として、保健福祉サービス地域（エリア）内にさまざまなレベル、規模のネットワークを構築し、住民が参加・参画する、新しい近隣・小地域の支えあいの仕組みを考えていきます。

とりわけ4層、5層といった最も身近な生活圏での支えあいの活動は、自らの地域の豊かさを目指して、主体的に展開していくこととなります。

また、各層におけるフォーマルサービスとインフォーマルサービスの役割分担を明確にし、福祉意識の向上と生涯学習の推進と相まって、お互いのパートナーシップについて意識化していきます。併行して各層での支えあい活動などへの住民参加の方法を明確にし、地域の福祉力の醸成を目指します。

(2) 保健福祉サービスと生涯学習（自己実現）

これからの保健福祉サービスは、自己選択・自己決定ができるシステムにしていくことが求められています。しかしながら、それはサービスを提供する側のメニューの数が増えればよいということだけでなく、利用者自身が自分の生き方に合わせてサービスを「選ぶ」、あるいは「決める」ことができるようにならなければなりません。つまり、生涯にわたって「生きる力」を高めていくことが大切になります。

そのためには、幼少期から生涯にわたって福祉教育実践の拡充と、福祉課題を学ぶ必要性が生じています。具体的には「仮称：福祉教育推進会議」を設置し、家庭教育、学校教育、社会教育とも連携を図りながら、計画的・体系的に福祉教育を推進します。

また茅野市は生涯学習都市宣言をしており、これまでも活発な学習活動を推進してきました。今後、市の生涯学習は、「パートナーシップのまちづくり推進会議」を中核とし、「地域福祉の推進」を重点課題のひとつとして取り組んでいきます。とりわけ、各公民館分館での具体的な活動は大きな効果が期待されます。

(3) 新しい市民活動の推進

福祉でまちづくりを進めていくためには、従来のような「何かをしてあげる」という視点からの福祉ではなく、福祉活動を通して地域を活性化していくという、より積極的な市民活動が必要です。

そのためには、福祉サービスを利用しながらボランティア活動に参加したり、今よりもっとNPO活動を盛んにしたり、地域福祉系のコミュニティビジネスを立ち上げたり、情報化や国際化といった視点から地域福祉を推進するなど、より柔軟な広い発想で地域福祉を推進していくことが必要です。

保健・医療・福祉・生涯学習を充実させることで、豊で安心して暮らせるまちとして活性化させていく福祉立地の考え方、或いはユニバーサルデザインの観光都市にするとか、「二地域居住」を進め交流人口を増やしていくことなどを検討し、市民生活・文化・産業と地域福祉を関連させながらより積極的に「福祉でまちづくり」を推進します。

■ワンポイント「コミュニティビジネス」

地域住民が中心となって、地域が抱える問題をビジネスとして継続的に取り組むことにより、地域の課題を解決し、新たな雇用を創りだして、地域を活性化させる事業のこと。

■ワンポイント「福祉立地」

工場などを誘致してまちを活性化させる産業立地や、リゾート開発をして活性化を図る観光立地と同様に、保健・医療・福祉サービスを充実させることで多くの人々が住みたいまちとして地域再生を図っていこうとする地域経営の考え方。